

遺失物法と文化財保護

時 枝 務

はじめに

近代日本の文化財保護は、明治四年（一八七二）の古器旧物保存方を嚆矢に、明治三十年の古社寺保存法、大正八年（一九一九）の史蹟名勝天然紀念物保存法、昭和四年（一九二九）の国宝保存法、昭和八年の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」などを根拠におこなわれてきた。昭和二十五年には文化財保護法が制定され、数次の改正を経ながら、現在に至っているが、同法がそれまでの近代の法律を統合した文化財の統一法規として成立したものであることを見落としてはならない。¹⁾

ところで、近代の文化財保護は、こうした文化財保護を目的として制定された法律だけでなく、さまざまな法律に支えられておこなわれてきたが、なかでも埋蔵文化財の保護に果たした遺失物法の役割には大きなものがあつた。そ

のことは、現在においても、発掘調査などで発見された埋蔵文化財の処理において、同法が適用されていることをみればあきらかなのであるが、意外とその事実は知られていない。

そこで、本稿では、従来正面から取り上げられることのなかつた遺失物法と文化財保護をめぐって考察し、近代における法文化の厚みを示したい。

一、遺失物法と内務省令訓第九八五号

明治三十二年三月二十三日に民法が大幅に改訂され、第二四一条において「埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲナシタル後、六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ、発見者其所有權ヲ取得ス、但他人ノ物ノ中ニ於テハ、発見シタル埋蔵物ハ、発見者及其物ノ所有者折半シテ其所有權ヲ取得ス」とされた。²⁾

埋蔵物は地中に埋蔵された物件を指す用語で、かならずしも埋蔵文化財に限定されないが、故意の隠匿などの場合を除けば、その多くが埋蔵文化財に属するであろうことはいうまでもない。民法では、発見の方法の如何に拘らず、地中から発掘ないし発見された埋蔵物については、公告後六ヶ月を過ぎても所有者が判明しない場合には、発見者が所有権を取得するものとされた。もともと、他人の所有地で発見された場合には、発見された埋蔵物は、発見者と土地所有者で折半して所有権を取得するものとしている。こうして、埋蔵文化財についても、その所有権をめぐる規定が、民法によってなされたのである。

法文中にみえる「特別法」とは、民法とあわせて公布された法律第八七号の遺失物法のこと、同法によって埋蔵物の具体的な取り扱い方法が決められた。

埋蔵物に関しては、おもに同法第一三条において規定され、「學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋蔵物ニシテ、其ノ所有者知レサルトキハ、其ノ所有権ハ国庫ニ帰属ス、此ノ場合ニ於テハ、国庫ハ埋蔵物ノ発見者及埋蔵物ヲ発見シタル土地ノ所有者ニ通知シ、其ノ価格ニ相当スル金額ヲ給スヘシ」とした。その上で「埋蔵物ノ発見者ト埋蔵物ヲ発見シタル土地ノ所有者ト異ルトキハ、前項ノ金額ハ折半シテ之ヲ給スヘシ」とし、「金額ニ不服アル者ハ第二項ノ

通知ノ日ヨリ六箇月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得」と定められた。⁽³⁾

同法では、学術的・考古学的な価値が認められる埋蔵物で、所有者が判明しない場合は、その所有権は国庫に帰属するものと規定された。その場合、国は埋蔵物の発見者と埋蔵物が発見された土地の所有者に通知し、国庫に帰属した埋蔵物の代価として、発見された埋蔵物の価格に相当する金額を支払うものとされた。支払いに当たって、埋蔵物の発見者と埋蔵物が発見された土地の所有者が異なる場合には、支払金額は両者に折半して給するものとされた。また、金額に不服がある場合には、通知日から六ヶ月以内であれば、民事訴訟を起こすことができるものとしたのである。

さらに、同年四月八日には、遺失物法施行細則が定められた。その第六条で、遺失物取扱規則第六条が改訂され、「官私ノ地内ニ於テ埋蔵ノ物品ヲ掘得ルモノハ之ヲ官ニ送ルヘシ、其主分明ナラサルモノハ地主ノ所有ニ帰スヘシ、若シ借地人其借地ヨリ掘得タルトキハ之ヲ地主ト中分セシム」とされた。⁽⁴⁾公私の土地で埋蔵物を発掘した者は、その埋蔵物を官に送付しなければならない。地主があきらかでない埋蔵物は地主の所有に帰すべきである。もし、借地人が借地で発掘した場合には、埋蔵物の代価を地主と中分し

なければならぬといふのである。

こうして、法律の改定によつて、それまで遺失物取扱規則の規定を援用して、埋蔵物を優先的に取得してきた宮内省では、「埋蔵物ヲ直接処分スル能ハサル事ニ相成」つたため、同年五月三日に宮内大臣から内務大臣にあてて「当省帝國博物館ニ於テハ將來益々右埋蔵物取調ノ必要有之、且其内學術技芸若クハ考古ノ資料ニ供スヘキモノハ該館ニ陳列候様致度、一応当省へ報告ヲ受ケ、尚必要ノ場合ニ於テハ現品差出サシメ、且又相当代価ヲ以テ国庫ヨリ譲受ケ候様致度」⁽⁵⁾との意志を伝えた。「學術技芸若クハ考古ノ資料ニ供スヘキモノ」は、帝國博物館が調査し、価値あるものは展示したいので、まず宮内省に報告させ、必要ならば現品を差し出させるようにしたい。そして、国が相当代価で買い取り、それを博物館が譲り受けたというわけである。

しかし、それまでの埋蔵文化財行政が、法的には一旦崩壊したことがあきらかなため、五月三十一日には、東京帝國大學総長菊池大麗から帝國博物館総長九鬼隆一・諸陵頭戸田氏共に宛て、埋蔵文化財行政に東京帝國大學が直接関与すべきとする案が提出された。

その提案は四項からなり、「(一) 古墳関係品ハ、先ツ宮内省(諸陵寮及博物館)ニテ必要品ヲ撰取シ、其旨ヲ東京帝

國大學ニ通知スルコト」、「(二) 石器時代遺物ハ、先ツ東京帝國大學ニテ必要品ヲ撰取シ、其旨ヲ帝國博物館ニ通知スルコト」、「(三) 此他ノ考古資料ハ、先ツ帝國博物館ニテ撰取シ、其ノ旨ヲ東京帝國大學ニ通知スルコト」、「(四) 地主又ハ発見人ノ意思ニ依リ、帝國博物館或ハ東京帝國大學ノ列品トスルコトアルヘシ」といふものであった。⁽⁶⁾つまり、原則として古墳出土品は宮内省、石器時代遺物は東京帝國大學に帰属し、その他の考古資料は帝國博物館に先取権があるが、地主や発見者の意思で帰属先が左右される場合があるといふものである。

結局、この提案が部分的な修正のうえで採用され、内務大臣から各府県へ通達された。その文面は次のようなものであった。⁽⁷⁾

訓第九八五号

遺失物法第十三条ニ依リ、學術技芸若ハ考古ノ資料ト為ルヘキ埋蔵物ヲ発見シタルトキハ、其ノ品質形狀発掘ノ年月日場所及口碑等徵証トナルヘキ事項ヲ詳記シ、模写図ヲ添ヘ、左ノ區別ニ従ヒ、之ヲ通知スヘシ
一 古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキモノハ宮内省

一 石器時代遺物ハ東京帝國大學

宮内省又ハ東京帝國大學ヨリ前項埋蔵物送付ノ通知ヲ

受ケタルトキハ、仮領収証書ヲ徴シ、物件ノ毀損セサル様装置シテ、之ヲ送付スヘシ、運送ニ関スル費用ハ警察費ヲ以テ支弁シ、宮内省又ハ東京帝国大学ニ要求スヘシ

宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯藏ノ必要アル旨通知ヲ受ケタル埋藏物ニシテ、公告後法定ノ期間ヲ經過シ、所有者発見セス、所有権国庫ニ帰属シタルトキハ、其ノ宮内省ニ係ルモノハ相当代価ヲ以テ同省ニ譲渡シ、東京帝国大学ニ係ルモノハ同学ニ保管転換ノ手續ヲ為シ、当省ヘ報告スヘシ

宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯藏ノ必要ナキ旨通知ヲ受ケタル埋藏物ハ、學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ物件ノ取扱ヲ為サス、法定期間經過後発見者ニ交付スル等便宜ノ処分ヲ為スヘシ
右訓令ス

明治三十二年十月二十六日

内務大臣侯爵 西郷 従道

廳府県長官宛

このように、遺失物法に対応して出された内務省令第九八五号によって、石器時代の遺物は東京帝国大学、古墳出土品をはじめとする「學術技芸若ハ考古ノ資料」は宮内省という、埋藏物の帰属原則が確定したのである。それは、

埋藏物を石器時代とそれ以後の時期に属するものに大別し、前者を東京帝国大学、後者を宮内省において取り扱うことを定めたものであった。このような石器時代の遺物を基準とする区別が、東京帝国大学の坪井正五郎が推し進めたものらしいことは、大正時代に帝室博物館に在職した藤田亮策が「東京大学人類学教室の坪井正五郎博士は、文部省に嚴談の上、博物館は石器時代の研究に關係がないからといって、特に石器時代の埋藏物のみの保管権を獲得したのだ⁽⁸⁾」⁽⁹⁾と言はれて居る」と回想していることによつて推測できる。東京帝国大学の守備範圍を石器時代に限定したのは、第一に坪井自身の専門分野であつたこと、第二に先住民の時代とされた石器時代の遺物に対する宮内省の関心が薄いと予測されたことなどによると考えられる。

二、遺失物法による埋藏文化財行政

遺失物法に基づく新たな埋藏文化財行政の確立に対して、戦後の文化財行政に長年携わつた田中琢は、「遺物はこの閉鎖的な帝室の宝庫たるべき博物館と非公開の學術研究の施設である帝国大学に帰属する。それは文化財とくに遺物と国民との乖離を決定的なものとし、中央權力による地方文化の略取ともいえる結果をもたらした」と評価した⁽⁹⁾。しかも、こうした体制が確立された背景には、日清戦争に際

して「戦時清国宝物蒐集方法」を提案した経歴をもつ帝国博物館長九鬼隆一の強い権力志向が影響しているとし、「この明治の官僚によって代表されるこの時期の文化財の保護は、その制度の確立のうえでは重大な成果をもたらしたが、それは自国の文化財を国家権力で選択顕彰保護するのみにとどまらず、近隣諸民族のそれを略取することを企図する性格を備えたもので」、帝国主義的な性格のものであると断定した。⁽¹⁰⁾田中の見解は、遺失物法による埋蔵文化財行政の性格を考察する上で、きわめて重要な問題提起であった。

ところで、遺失物法と内務省令訓第九八五号に基づいて、埋蔵文化財行政が広範に繰り広げられていくと、不都合な事態に直面する場合が生じてきた。明治四十一年二月一日には、東京帝国大学総長浜尾新が内務次官吉原三郎に宛て、「東京帝国大学ヨリ出張セシ者ノ調査ノ結果発見シ得タル古器物類ニ就テハ、規定ノ明文ナキガ為メ発見者自身携へ帰ル便ヲ得ル能ハサルコトモ有之、保存上并ニ研究上遺憾少ナカラズ、斯ル場合ニハ所轄警察署へ届出ノ上、終局ノ所属ニ関シテハ他日決定ニ任セ、不取敢仮領収証ヲ出シ、便宜東京帝国大学へ持帰り得ル様、一般地方庁へ御移牒相成候様致度」いと照会した。⁽¹¹⁾

東京帝国大学が主体になって発掘をおこなった場合には、

出土した埋蔵物については仮領収証を発行するのみで、研究室へ持ち帰りたいというのである。煩瑣な行政的な手続きを省略することで、研究の進捗を円滑化したいという眼目であろうが、内務省令訓第九八五号の取り決めに空洞化させる可能性を孕んだ提案でもあった。

二月二十日にはその趣旨が内務次官から宮内次官花房義質に伝えられ、六月九日に宮内次官から「東京帝国大学出張員ニ於テ踏査ノ結果古墳ノ疑アル場合ニ於テハ、其発掘前一応当省へ照会相成、何分ノ儀回答致候上発掘ニ着手シ、発見シタル埋蔵物ニ就テハ地方庁并ニ東京帝国大学ヨリ直ニ詳細ナル目録ヲ調製シ、品質形状等ヲ注シ、模写図ヲ添付シ当省へ通知相成候於テハ、不取敢携帯帰学スルモ別段差支無之」との回答がなされた。⁽¹²⁾古墳の発掘に際して事前に宮内省の諒解を得た上で発掘をおこない、出土した埋蔵物について通常の手続きを踏めば、研究室に持ち帰っても構わないというのである。もともと、ここで問題となったのは内務省令訓第九八五号で東京帝国大学が直接の対象にしないと規定した古墳出土品であり、手続きの簡略化に事寄せて東京帝国大学が取り扱う埋蔵物の範囲の拡大を意図したことはあきらかである。

八月六日には内務省令訓第六五五号として、「一東京帝国大学職員ノ発掘シタル埋蔵物ニシテ、携帯帰学ノ必要ヲ

申出タルモノアルトキハ、仮領収証ヲ徴シ便宜之レヲ交付スルコトヲ得、但古墳ノ疑アル場合ニ於テハ、同職員ニ於テ予メ宮内省ノ同意ヲ得テ発掘ニ著手シタルコトヲ明記セシムヘシ」⁽¹³⁾、「二前項ノ取扱ヲ為シタルトキハ、同大学職員名、同大学ニ於テ宮内省ノ同意ヲ得タルニ付携帯帰学ヲ認メタルコト、発掘ノ年月日、場所及口碑等徴証トナスヘキ事項ヲ詳ニシ、且埋藏物ノ品質、形状等ヲ明ニシ、模写図ヲ添へ、当省及宮内省ニ通報スヘシ」ことが樺太庁と東京府を除く各庁府県へ訓令された。

しかし、同日付で出された内務省警保局長通牒で、「古墳関係品タルト石器時代ノ遺物タルトヲ問ハス一旦携帯帰学スル義ニハ候得共、必シモ同大学ニ於テ貯蔵ノ必要有無ヲ判別スルモノニ無之ニ付、或ハ宮内省ヨリ同物件ニ対スル貯蔵ノ要否ヲ申出候場合モ無論有之候次第ニ付テハ、其ノ孰レヨリ通報アル場合ニ於テモ、明治三十二年十月廿六日附訓第九八五号訓令ニ依リ、所有権帰属ノ手續有之候様致度」⁽¹⁴⁾の旨が伝えられた。つまり、発掘した埋藏物を一旦持ち帰ることは可能であるが、そのことによって埋藏物の帰属が決定するわけではなく、通常通りの手続きが必要であることが改めて指示されたのである。

内務省令訓第六五五号によって、一見東京帝国大学の希望が受け入れられたかのようにみえるが、発掘した埋藏物

を仮領収証で持ち帰ることができるという点が改善されたのみである点に注意しなければならない。結局、学術発掘の場合でも、発掘主体が埋藏物を保管する権限はなく、あくまでも宮内省と東京帝国大学の協議によって帰属が決定されることが再確認されたに過ぎない。東京帝国大学からすれば、それが学術発掘に基づく考古学的研究を阻害する体制と考えられたであろうことは、容易に推測される。

また、明治四十五年六月五日には、京都帝国大学総長久原躬弦から帝室博物館総長股野琢あてに、埋藏文化財行政に京都帝国大学も参入したい旨の照会がなされた。それは四項目からなり、「一古墳関係品ハ先ツ宮内省（諸陵寮及博物館）ニテ必要品ヲ選取シ、其旨ヲ東京帝国大学及京都帝国大学ニ通知スルコト」、「二石器時代遺物ハ先ツ東京帝国大学ニテ必要品ヲ選出シ、其旨ヲ帝室博物館及京都帝国大学ニ通知スルコト」、「三此他ノ考古資料ハ先ツ帝室博物館ニテ選取シ、其旨ヲ東京帝国大学及京都帝国大学ニ通知スルコト」、「四地主又ハ発見人ノ意思ニヨリ帝室博物館、東京帝国大学又ハ京都帝国大学ノ列品トスルコトアルヘシ」というものであったが、⁽¹⁵⁾帝室博物館では大正元年九月二十四日に従来の取り扱い方法に抵触する第四項を除いて異議がない旨を回答した。

しかし、京都帝国大学の提案は宮内省や内務省、あるい

は東京帝国大学の理解を得ることができず、実現に至らなかったようである。そのことは、昭和二十四年になっても、「遺失物法の定められた明治三十年代には、博物館は東京の帝室博物館のみであり、帝国大学といへば東京帝国大学一つであつて、他に官立大学がなかつた為に、この二つの機関が独占権を持つことになり、爾後京都その他に帝国大学が出来ても、官立の科学館が建てられても、遂に改正せらるることなく今日に至つて居る」と記されていることから推察できる。⁽¹⁶⁾ 遺失物法と内務省令訓第九八五号によつて樹立された埋蔵文化財行政の体制は、宮内省と東京帝国大学による独占体制としての側面をもち、京都帝国大学をはじめとする新しく設置された機関に対しては排他的な性格を帯びていたのである。

三、東京帝室博物館と東京帝国大学

明治三十三年七月一日、帝国博物館は東京帝室博物館として改組され、名実ともに帝室の博物館として整備された。それは文化財保護と皇室を結びつける九鬼隆一の構想に基づくもので、博物館を皇室の宝蔵として位置づけ、宝物の陳列を通じて皇室を中心とした文化統合をおこなおうとする意図を実現したものであつた。⁽¹⁷⁾ しかし、帝室の博物館であるからといって、帝室に関わる埋蔵物を自由に扱えるわ

けではなかつた。明治三十四年一月十八日、東京帝室博物館は諸陵寮に保管中の奈良県生駒郡平城村発掘の埴輪土馬と斎瓶について「当館歴史部ニ於テ陳列上必要ノ品ニ有之、就テハ御差支無之候ハ、御引継相成候様致度」と照会に及んだが、⁽¹⁸⁾ 二十一日に諸陵寮から「当寮ニ於テ考証上入用」のため「御引継之義相成兼」ねるとの回答があつた。埋蔵物であつても、陵墓や陵墓参考地から出土したものは、遺失物法の対象外とされたのである。

こうしたことが要因となつて、中央官庁内部には、埋蔵物が発見された場合でも、遺失物法の対象としなければ、例外的な扱いが可能であるとする理解がみられた。明治四十一年六月二十日に神奈川県から宮内省にあてて発掘届が出された同県高座郡寒川村字岡田（現寒川町）安楽寺境内古墳出土品は、通常通り遺失物法による手続きが進められ、東京帝室博物館に送付されたが、明治四十三年三月二十二日になつて内務省神社局長井上友一から帝室博物館長股野琢にあてて例外扱いをしてくれるよう願う書状が寄せられた。⁽¹⁹⁾ 井上は発見者である神社側の要望を容れて、発見者が埋蔵物を自由に処理できないという遺失物法第十三条の眼目を枉げて、遺失物法の適用外とすることで、埋蔵物を神社に所蔵させようと意図したのである。彼は、内政に実権をもつ内務省神社局長としての立場を背景に、東京帝室博

博物館に遺失物法の適用の回避を働きかけたのである。結局、安楽寺境内古墳出土遺物は、博物館では不用であるとして返却されたが、実際には漢式鏡など重要な遺物が含まれており、考古学の研究や博物館の展示に必要なものとは考えにくいことから、井上の要請に応じたものとみて間違いない。

当時、内務省では日露戦争後の荒廃した社会を立て直すべく、地方改良運動を推し進め、その一環として神社を地域社会の精神的な支柱とするための政策を展開していた。内務省は、地元の神職会を掌握するためにも、中核的な神社と良好な関係を保つ必要があった。井上の埋蔵物を巡る動きは、神社行政を円滑に推し進める上で必要と判断したためであり、行政目的の遂行を文化財保護よりも優先する考えがあったことを示す。井上にとって埋蔵物は宝物であり、文化財として活用しようという考えがなかった故に、遺失物法第十三条の主旨を尊重せずに埋蔵物を政治の道具として使ったのである。この行動が、埋蔵物行政を根底から揺さぶるものであったにも拘らず、博物館側でも容易に受け入れられたところに、遺失物法による埋蔵文化財行政の大きな限界があった。

すでにみたように、内務省令訓第九八五号では、東京帝國大学が石器時代の遺物、宮内省が古墳出土品などそれ以

外の遺物を扱うことが決められ、それぞれ管轄外の埋蔵物が発見されたとの通知を受けた場合には相互に連絡し合うことになっていた。そこで、明治三十四年に青森県から東京帝室博物館に届けられた同県三戸郡倉石村などから発掘された埋蔵物について「取調候処、悉皆石器時代遺物二付、東京帝國大学人類学教室主任者ト協議」し、東京帝國大学が必要と認めたものは同大学へ送付することになった。当時の「人類学教室主任者」が坪井正五郎であったことはいうまでもないが、東京帝室博物館側の担当者であった若林勝邦は、東京帝國大学での坪井の部下で、協議の結果に坪井の意向が反映されたのは当然のことであった。

しかも、東京帝國大学は、実際には内務省令で規定する石器時代の遺物だけでなく、古墳時代の遺物をも収集の対象とし、人類学教室を中心に積極的に収集活動を展開していた。明治三十五年五月五日には、群馬県から宮内省にあてて、同県勢多郡上川渕村大字朝倉村小字若宮上（現前橋市）に所在する古墳から発掘された埋蔵物を東京帝國大学に送付した旨の通知があった。⁽²⁰⁾本来ならば、古墳出土品は宮内省に届けるのが正規の手続きであるが、東京帝國大学では事前に人類学教室の職員を現地に派遣し、遺物を実査して、大学宛てに送付するよう指示したため、このような変則的な事態が生じたのであった。

同様なことは明治三十八年にも起こった。三月二十三日に群馬県から同県勢多郡芳賀村大字五代村（現前橋市）大日塚で埋蔵物が発掘されたことが宮内省に届けられたが、数日後の二十七日には、再度群馬県から、東京帝国大学人類学教室の室員が出張してきて、「一時借入方申出ニ依り、貸渡シ置」いたとの連絡があった。⁽²²⁾その後、東京帝室博物館は群馬県に対して全ての埋蔵物を提出するよう指示し、群馬県は東京帝国大学へその旨を伝えたが、結局提出されないまま、博物館員が大学へ赴いて現物を確認したものの大学の所蔵に帰すことになった。このように、人類学教室が古墳出土品の収集に熱心であったことが窺えるが、出土品の一部を抜き取ってコレクションに加えるという姿勢であったために、大日塚の遺物は東京帝国大学と東京帝室博物館の二ヶ所に分蔵される結果になった。

明治三十五年十一月五日には、長野県から宮内省にあてて、同県上水内郡小田切村大字塩生小字吉久保組（現長野市）の古墳からの埋蔵物の発見が届けられ、翌三十六年七月二十一日に東京帝室博物館で検討した結果、現物を点検する必要なしと判断され、東京帝国大学人類学教室へ知らせた。⁽²³⁾八月十一日に人類学教室の柴田常恵が東京帝室博物館を訪れ、遺物を観察したところ、人類学教室で入用であるというので、取り敢えず遺物を引き渡した。当時、柴田

は東京帝国大学雇として坪井を助けるとともに、自身では古墳や埴輪の研究を進めており、研究資料として活用しようとしたのであろう。

また、明治三十六年二月七日には、山梨県から宮内省に宛てて同県北巨摩郡日之春村字日之原（現長坂町）の古墳から発掘された埋蔵物について届けられ、九月十五日に東京帝室博物館で検討したところ不用であると判断され、その旨を東京帝国大学へ知らせた。⁽²⁴⁾人類学教室では、現物を確認した上で、銅鏡のみ必要であると回答し、博物館から引き継いだ。人類学教室が、古墳出土品を一括した学術資料と捉える視点をもたず、優品を抜き取って研究資料としたことは、先に指摘した通りである。⁽²⁵⁾

人類学教室が古墳出土品に強い関心を示したのは、明治三十六年一月に坪井正五郎が東京市芝公園（現港区）所在の丸山古墳の正報告を公にしていることから窺えるように、古墳の研究が同教室の重要な課題となっていたからとみられるが、収集された遺物がその後の研究にどのように活かされたのか不明である。むしろ、坪井が芝丸山の正報告の中で『日本書紀』の埴輪起源伝承によって古墳の年代を割り出したことから推測すれば、古墳の遺物の研究は十分に深められなかった可能性が高い。⁽²⁷⁾

明治四十五年三月二日には静岡県引佐郡中川村中川小字

悪ヶ谷（現細江町）で銅鐸が発掘され、四月十五日に静岡県から宮内省へ届けられたが、その際「現品ハ大野大学助教カ、取調ノ都合アル趣ヲ以テ、発掘人ノ承諾ヲ求メ、東京帝国大学ニ持帰⁽²⁸⁾」っていた。「大野大学助教」は、五月四日に静岡県から東京帝室博物館へ出された書類には「大野大学教授」とみえるが、大野延太郎を指すことは間違いない、彼が実際には人類学研究室の助手であったことをみれば、最高学府としての權威がものをいう時代になっていたことがわかる。五月二日に宮内省から静岡県に現品を東京帝室博物館へ差し出すよう指示がなされ、静岡県から東京帝国大学に対して東京帝室博物館に引き渡すよう再三にわたって掛け合ったが、引き渡しは大幅に遅延し、実現したのは大正元年十二月十日のことであった。

また、大正元年十月七日に兵庫県から宮内省に報告された同県氷上郡黒井村稲塚村字東谷（現春日町）の古墳発掘の埋蔵物は、大正三年三月十日に東京帝室博物館に提出するよう指示がなされたが、十二月十二日になって兵庫県から宮内省へ「爾来之カ回収方ニ付寄贈者ヲ諭示シテ受寄者ニ懇談セシムル等鋭意奔走シタルモ、別紙ノ通り寄贈先ナル東京帝国大学理科大学人類学教室及丹波史談会ハ既ニ保管手續ヲ了シタルヲ理由トシ任意返還ヲ拒ミ、遺憾ナカラ回収兼致、尤貴省ニ於テ御必要アル節ハ隨時御清覽ニ供ス

ル旨申越居候」と、すでに人類学教室と丹波史談会の所蔵に帰したので送付できないとの連絡があった。⁽²⁹⁾

それに対して、東京帝室博物館は、十二月二十一日に兵庫県にあてて「発見者及土地所有者ハ其ノ埋蔵物ニ対シテ所有権ナキモノニ有之、所有権ナキ物件ヲ擅ニ他ニ寄贈スル理由ナク、又所有権ナキ者ヨリ寄贈ヲ受ケタル物件ニ対シ之カ返戻ヲ拒ムノ理由モナキ儀ト被存候、右ハ当事者間ニ於テ何カ行違ノ廉アル次第第二ハ無之哉、又御上申書中ニ『貴省ニ於テ御必要ノ節ハ隨時御清覽ニ供ス』云々ト有之候得共、宮内省ニ於テ學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物ヲ当博物館ニ差出サシメラル、所以ハ、永久博物館ニ陳列シテ衆庶ノ觀覽ニ供スル次第ニシテ、一時的必要ノモノニハ無之候」として、「本件ニ付テハ今一応御再考相煩ハシ度」いと照会した。⁽³⁰⁾結局、この埋蔵物は、大正四年五月二十四日に兵庫県から東京帝室博物館に送付され、一件は落着いた。

しかし、この埋蔵物をめぐる発見者と東京帝国大学・丹波史談会の処置は、あきらかに遺失物法と内務省通達を無視したものであり、放置すれば遺失物法に準拠した埋蔵文化財行政を根底から崩壊させかねない行為であった。発見者が遺失物法を知らなかったとしても不思議はないが、人類学教室は法律を熟知していたはずで、遺物入手するた

めに取って法規を無視した行動に出たとしか考えられない。
また、丹波史談会は丹波地方の郷土史研究を目的として結成された会で、埋蔵物を保存できるような施設をもつ組織であったとは思えない。丹波地方には東京人類学会の会員もあり、会員から人類学教室に連絡が入り、行政的対応が遅延している間に埋蔵物の取得に及んだ可能性が高い。結局、人類学教室の行動は法規を無視するものであったため、関係機関の受け入れるところとならなかった。

その後、東京帝国大学人類学教室は、大正八年の沖縄県萩堂貝塚、十五年の千葉県姥山貝塚をはじめ大学独自の発掘調査を手がけるようになり、遺失物法による埋蔵物の収集を積極的におこなわなくなった。また、坪井正五郎没後の人類学教室が形質人類学の研究を基本とするようになり、大正十年に東京帝国大学助教教授となった原田淑人らが文学部に考古学講座を創設する計画を立てたことも、埋蔵物の収集活動が下火になる要因となった。

ところで、大正時代の埋蔵文化財行政について、大正九年から十一年にかけて諸陵寮に在職した経験をもつ藤田亮策は、後年往時を振り返って「埋蔵物の国庫帰属に対する一部の人々の解釈の相違と、法の不備缺陷から大正以来帝室博物館に埋蔵物の届出をなすものが減少し、或る二三の県の如きは公然と県内にこれを蒐集して、内務省並に宮内

省の通牒を無視して居り、貴重の考古学資料も空しく散逸して、学界に知られないものが少くない」と述べている。⁽³²⁾

この藤田の証言が正しいことは、同時代史料である「埋蔵物録」によって確認できる。たとえば、大正八年十月二十三日に福岡県から宮内省に報告された同県筑紫郡水城村大字観世音寺字露切（現太宰府市）発掘の青磁水差等五点は、十二月二十七日に東京帝室博物館へ差し出すよう指示が出され、翌年一月十六日に届けられたが、三点のみであったので、博物館は二月十七日にその理由を福岡県に問い質した。⁽³³⁾二月二十五日に、発掘品のうち二点は、大正七年に警察署において「何レモ近代ノモノニテ考古ノ資料トナルベキ価値アルモノトモ認メラレザリシヲ以テ、制定ノ手続キヲ了シ、全年十月八日発掘者ニ還付」したが、その後第三者に売られたため提出できないとの回答があった。⁽³⁴⁾しかも、三月二十五日には福岡県から、発掘者が「寄贈ノ意思ナキ而已ナラス、新聞紙等ニテ非常ニ高価ナルモノ、如ク記載セシ為メ、交付金ニ対シテモ参万五千円位ノ下付金ヲ期待シ居ルニ付、萬一少額ト意思スル場合ハ訴訟提起等ノ面倒ヲ見ルニ可、以上ノ事情ニ付キ全部カ考古ノ資料トシテ御必要ナキ場合ハ可及的權利者ニ下付相成度、尤モ水差一点ハ殊ニ珍物ナル趣キニ付、考古ノ資料ノ必要トアレハ該一点丈ケ位ナレハ寄贈セシムルコトモ出来得ル見込ニ有

之」⁽³⁴⁾との照会があり、結局水差のみが博物館に収められることになった。

ここで問題なのは、第一に発掘された埋蔵物の学術的価値の判断を福岡県警察部がおこなっていること、第二に所有権が発見者にあると誤解していること、第三に埋蔵物の評価額に対して県側が高価であると勝手に判断して、もし小額であれば訴訟となりかねないなどと帝室博物館を脅迫していること、第四に一点のみの収蔵ならば問題ないとして収集活動に関与していることなどである。第一点目は、遺失物法および内務省通達によつて宮内省か東京帝国大学が判断することが規定されており、警察で勝手に判断できることではないはずである。第二点目は、所有権が発見者にあるとする法の安易な解釈であり、文化財保護について理解していないことを図らずも露呈している。第三や第四の点に関しては、県当局による不当な行政介入以外の何物でもなく、発見者の思惑に引きずられた県側の姿勢が示されている。このことから、地方行政当局が、遺失物法に立脚した埋蔵文化財行政に対して、不十分な理解しかもたない場合があったことが確認できる。

四、遺失物法による埋蔵文化財保護のシステム

さて、上述したような遺失物法による埋蔵文化財行政は、

どのような行政的手続きによつて実施されていたのであるのか。

まず、地方から届出のあった埋蔵物は、書類によつて審査され、その価値を判定された。書類には埋蔵物の発掘場所、発掘年月日、発掘者、発掘時の状況、種類、形状、員数、届出者の住所、氏名などが記されたほか、必要に応じて埋蔵物の発掘地点、出土状態、形状などを示す図面が添えられた。提出された書類が不備な場合は、再度書類を提出し直すよう指示され、条件を満たすまで繰り返された。とりわけ、明治時代には書類による審査が厳密で、事実関係を正確に把握するために、納得がいくまで書類の整備がおこなわれた結果、三角投影法によるみごとな横穴式石室の図面が描かれたことは、すでに渡辺貞幸によつてあきらかにされている。⁽³⁵⁾

埋蔵物の学術的価値は、東京帝室博物館か東京帝国大学によつて判断されるが、その判断を仰ぐことなく処分される場合が少なからずあったらしい。藤田亮策は埋蔵物の発見届が提出されないことがしばしばみられた理由を二つ挙げている。⁽³⁶⁾

第一は、埋蔵物が「遺失物法の中の特殊の物件であつて、宮内省又は東京大学での学術鑑定が必要であり、図を附しての詳細報告を必要とし、駐在所警官の事務としては繁雑

であり、物品の東京送付といふ面倒と運賃立替の煩しさが
あり、而かも折角送つたものも、一二の優秀品を除いて大
半は、不必要として返還され、これらの取扱中に破損紛失
の惧があり、警察署は六ヶ月後に至つて漸く代償金の受授
が始まる有様なので、自然と報告を怠る」というように、
警察署が事務処理の煩雑さを嫌つたことである。実際、埋
蔵物について考古学者の検証に耐えるような報告を警察官
が認めることには無理があり、再度博物館からの問い合わ
せに答えなければならぬ場合が度々あつたことを考えると、
警察官の間に埋蔵物の発見届を忌避したいという気持ち
が生まれたとしても不思議ではない。しかも、埋蔵物が
返還された際に破損した場合などは、発見者と警察署の間
で保障問題が起ることもあり得たわけで、稀ではあるが
現実には発生している。そのため、発見者から警察署に発見
が報じられたものの、正式な手続きを怠ることがあつた可
能性は高い。

第二は、「発見者と土地所有者との関係もむづかしく、
地方好事家の手を廻すものもあつて、発見届を怠つて隠匿
処分するものが極めて多い。偶々届出ても主要のものを除
いて一部分のみが報告され、発見の真相も知り難いものが
少なくない」ことである。発見者や土地所有者が埋蔵物を発
見したことを警察署へ届けることなく、自分のものとする

ことは違法行為であつたが、法を知らない場合や、発見さ
れた埋蔵物の価値を理解できないまま自宅などに放置する
場合は広くみられたようである。むしろ、問題なのは郷土
史家などの好事家が関わる場合が多かつたことで、彼らは
最初から埋蔵物の個人的な収集を目的とし、法の存在を知
りながら公然と無視した。あるいは、価値あるものを秘匿
し、返却があらかじめ予測できるもののみを届けることも
あつたのである。

次に、書類審査の結果、東京帝室博物館や東京帝国大学
によつて不要と判断された埋蔵物は、専門家の目に触れる
ことのないまま、地方において処理された。明治時代には、
国家が不要と判断した埋蔵物は学術的価値のないものとさ
れ、適宜処理された。ところが、大正時代以降、届け出る
際に下付願をつけ、価値あるものは地元に残めようとする
動きが顕著になつた。今日、書類審査で不要と判断された
埋蔵物で現存が確認できるものはほとんどなく、この選別
行為が埋蔵物の保存に直結する行為であつたことが知られ
る。

さらに、書類審査で必要と判断された埋蔵物は、地方か
ら東京帝室博物館か東京帝国大学へ送付され、いよいよ現
物による審査がおこなわれることになる。この時、出土し
た埋蔵物の全てが送付されるとは限らず、書類審査で一部

のみ必要と判断された場合には、その分のみが審査の対象となる。審査の結果、必要と判断されれば、寄贈や購入などのいずれの方法で対処するかが検討され、評価額が査定されることになる。逆に不要と判断されれば、地方へ返却され、その後の処理は地方に委ねられることになる。この時点で、必要と判断されればそのまま博物館などに収蔵されるかという点、必ずしもそうとは限らなかった。それは、埋蔵物に対する評価額が発見者などと博物館などの間で大きく食い違い、購入することができない場合があったからである。また、妥当な金額であってもあまりにも高額の場合には、購入することが予算的に無理なことがあった。つまり、現物に対する審査は、その学術的価値のみならず、経済的価値についてもおこなわれ、いずれもうまく通過しなければ博物館などに収蔵することができなかったのである。

では、発掘された埋蔵物が必要か不要かを判断する根拠は、どこに置かれていたのであろうか。博物館が地方から埋蔵物を取り寄せた際に掲げた理由をみると、明治時代には「当館陳列中へ相加置可然品」というように博物館資料として有効かどうかを問題としているのに対し、大正時代には「珍奇ノ遺物」であるという希少性を強調するか、「調査上入用ニ付」というように行政的な判断を優先する

場合が多く、昭和時代になると「学術研究上必要ノ資料ニ付」と学術資料としての重要性を表に出すものとなる。一見、理由が変化しているように見えるが、希少性も学術性も博物館資料に不可欠な要素で、東京帝室博物館に収蔵するのにふさわしい資料かどうか判断の基準となっている点で変らない。

つまり、埋蔵物の選別基準は、何よりも博物館資料としての価値に置かれていたのである。そのため、考古学的には貴重な資料であっても、保存状態が悪くて展示に向かない時やすでに博物館の収集資料中に同種のものが存在している場合には、不要と判断されたのである。後者の場合には、偶々東京帝室博物館などに類品が収蔵されていたという個別的な事情だけで不要と判断されたのであって、その埋蔵物が博物館資料として重要なものであったことは疑いない。とすれば、選別基準は博物館資料としての重要性だけでなく、東京帝室博物館などがその埋蔵物を必要としたかどうかにあつたとみざるを得ない。

藤田亮策は、大正時代の埋蔵文化財行政の欠陥を指摘した中で、「重要遺蹟の出土品は出来る限り一括して博物館に集めて研究用とすべきで、たとへ類例があつても、地域によつて性格を異にし、伴出遺物全般を併せ考へて始めて研究価値があると主張し、梅原末治君と共に、高橋博士に

喰つてかかつて叱られたものであった。博物館としては止むを得ないものがあつたと思ふが、学術上からは遺憾のことで、当時まで出土遺蹟の实地踏査は元より、発掘調査の如きは、博物館の事務でないとして居た頃であつた。銅剣銅鉾九個の埋蔵物の内一個のみが、学術資料として博物館に納まり、数十枚の慶長小判の内一枚のみが考古の資料とされ、他は悉く発見人に与へられるといふ始末であつた」と、一括資料の分断をめぐって東京帝室博物館歴史部長の高橋健自と議論したことを書き留めて⁽³⁷⁾いる。同一遺跡から一括して発掘された考古資料は、その出土遺跡を含めて全体として研究されるべきものであつて、そのまゝとまりを崩してしまえば学術価値が半減することは疑いない。

ここで問題になるのは、考古学者が、どのような意識で選別したかということである。そこで注目されるのが大正十二年四月十四日に東京帝室博物館から宮崎県に宛て出された同県児湯郡下穂北村大字三宅（現西都市）出土の埋蔵物に関する照会文である。その中で「大正二年中元当館嘱託関保之助貴県へ出張ノ際調査ニ係ル、貴県下児湯郡下穂北村大字三宅ニ於テ発掘セシ埋蔵物中、当館へ御回送相成候品ハ久シク当館ニ於テ保管致居候処、此際整理致度候間、右ノ内鎧入箱壹個ハ当館陳列品トシテ御引継ノ事ニ御承諾相成度、尚埴輪破片入六箱ハ当館ニテハ不用ニ付及可御返

戻哉、将又当方ニテ処分致シ可然哉、何分ノ御回報相煩ハシ度候」と宮崎県の意向を伺つて⁽³⁸⁾いる。それに対して、五月十七日に宮崎県から返事があり、「鎧入箱一個貴館陳列品トシテ引継ノ件了承、尚埴輪破片ハ不用ニ付然ルベク御処分相成度候」として⁽³⁹⁾おり、埴輪破片が宮崎県へ返されることなく、博物館において処分したことが知られる⁽⁴⁰⁾。発掘調査で出土した学術的価値の高い埋蔵物中から、必要なもののみを抜き取り、残りは不要なものとして廃棄するという発想は、一括資料の重要性を認めない考え方に通じるのみでなく、破片のもつ学術的価値を否定する行為といわねばならない。考古資料の学術的価値を否定するこうした行為の責任は、きわめて重いもので、考古学史上の負の側面として記憶されねばなるまい。

おわりに

近代日本における埋蔵文化財の保護は、美術工芸品に比べて立ち遅れ、長い間遺失物法を根拠に保護行政がおこなわれた。本来文化財保護を目的とする法律ではない遺失物法を楯にとつて、多くの埋蔵文化財を保護した先人の努力は驚異的である。

さまざまな問題があつたとはいえ、東京帝室博物館や東京帝国大学が文化財保護に果たした役割は、決して小さな

ものではなかった。今日の立場から、文化財を活用する道を閉ざした体制として糾弾する研究者が多いが、一面的な評価といわざるを得ない。遺失物法による埋蔵文化財保護がおこなわれなければ、おそらく現在われわれが目にすることのできる著名な考古資料の多くは、煙滅し、あるいは海外に流出していたに違いない。確かに、東京帝室博物館や東京帝国大学のもっていたアカデミズムとしての閉鎖性は、批判されて然るべきであるが、多くの埋蔵文化財を保護したことは正当に評価されねばならない。

残された課題はあまりにも多いが、紙数も尽きたので、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 中村賢二郎『文化財保護制度概説』ぎょうせい、平成十一年
- (2) 東京国立博物館『東京国立博物館百年史』資料編 昭和四十八年
- (3) 同前。
- (4) 同前。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 藤田亮策「埋蔵物と考古学」『考古学雑誌』第三五巻四号、考古学会、昭和二十四年

- (9) 田中琢「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古学論考』平凡社、昭和五十七年
- (10) 同前論文。
- (11) 東京国立博物館『東京国立博物館百年史』資料編 昭和四十八年
- (12) 同前。
- (13) 同前。
- (14) 同前。
- (15) 同前。
- (16) 藤田前掲論文。
- (17) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、平成九年
- (18) 「埋蔵物録」明治三十四年二 第三四号。東京国立博物館蔵。
- (19) 「埋蔵物録」大正二年五 第一三三号。その文面は次の通りである。拝啓 時下益々御清厚被有奉賀候、于然神奈川県下国幣中社寒川神社ニ於テ過般発掘シタル古墳埋蔵之物件中、遺失物法第十三条ニ依リ學術技芸又ハ考古ノ資料ニ供スヘキモノトシテ貴館ニ於テ貯蔵之必要アルモノモ有之哉之趣ニ承知致候処、元来右発掘之義ハ神社由緒取調之資料ヲ得ル目的ヲ以テ計画セシモノニシテ、該発掘品ハ凡テ古墳ニ從属シ神社由緒之参考上必要ナルノミナラス、発掘ニ関シテハ数年来神社関係者ニ於テ不少勞力ト費用トヲ要シ、漸ク其目的ヲ遂ケシモノナルヲ以テ発掘品ヲ永久神社ノ宝庫ニ保存致置度旨内願之次第モ有之候ニ付テハ、此際遺失物法上ノ取扱ヲ為サス、神社へ下附保存セシメ候様致度存候へとも、御意向如何ニ候

哉、折返し何分ノ由回答相願度、此□得貴意候 敬具

(20) 「埋藏物録」明治三十五年一 第四七号。

(21) 「埋藏物録」明治三十五年一 第二五号。

(22) 「埋藏物録」明治三十八年 第一三号。

(23) 「埋藏物録」明治三十六年一 第三〇号。

(24) 「埋藏物録」明治三十六年一 第三三号。

(25) こうした方法による人類学教室の古墳時代遺物の収集はその後も続いた。明治三十六年には京都府竹野郡八木村字是安（現丹後町）出土品（「埋藏物録」明治三十七年一 第四号）、群馬県利根郡久呂保村大字森下字化粧坂（現昭和村）出土品（「埋藏物録」明治三十七年一 第一号）。三十七年には京都府南桑田郡篠村字王子（現亀岡市）出土品（「埋藏物録」明治三十七年一 第二〇号）、同相楽郡棚倉村字平尾（現山城町）出土品（「埋藏物録」明治三十七年二 第二一号）、茨城県稲敷郡龍ヶ崎町公園字愛宕山（現龍ヶ崎市）出土品（「埋藏物録」明治三十七年二 第二二号）、大阪府北河内郡枚方町字三矢共有地万年山（現枚方市）出土品（「埋藏物録」明治三十七年二 第二七号）。明治四十三年には岡山県苫田郡神庭村大字吉見字天王ヶ礼（現津山市）出土品（「埋藏物録」明治四十四年一 第二号）、神奈川県橘樹郡日吉村（現横浜市）出土品（「埋藏物録」大正二年五 第二四号）。明治四十四年には福岡県京都郡祇郷村大字些見（現豊津町）出土品（「埋藏物録」明治四十四年一 第九号）、香川県三豊郡財田大野村財田字向井川（現財田町）出土品（「埋藏物録」明治四十四年一 第一一号）、群馬県群馬郡岩鼻村岩鼻火薬庫（現高崎市）出土品（「埋藏物録」

明治四十四年二 第一九号）。明治四十五年には京都府

船井郡高原村字実勢（現丹波町）出土品（「埋藏物録」

明治四十五年・大正元年三 第二二号）、岐阜県稲葉郡岩

村大字岩田字北中（現岐阜市）出土品（「埋藏物録」明

治四十五年・大正元年三 第五号）、岐阜県稲葉郡鷺沼

村字八龍（現各務原市）出土品（「埋藏物録」明治四十

五年・大正元年三 第八号）、奈良県北葛城郡新庄村大

字寺口（現新庄町）出土品（「埋藏物録」明治四十五年・

大正元年三 第一六号）、徳島県勝浦郡小松島町大字中

田村字西山（現小松島市）出土品（「埋藏物録」明治四

十五年・大正元年三 第一七号）。大正二年には群馬県

新田郡沢野村大字牛沢字頼母子大塚山（現太田市）出土

品（「埋藏物録」大正二年一 第五号）、宮崎県南那珂郡

福島村大字西方字東原（現串間市）出土品（「埋藏物録」

大正二年四 第四九号）、同県宮崎郡生目村大字浮田（現

宮崎市）出土品（「埋藏物録」大正二年一 第五号）、岡

山県吉備郡総社町大字福井字新田（現総社市）出土品

（「埋藏物録」大正三年四 第五号）。大正六年には山梨

県東山梨郡岩手村字大久保（現塩山市）出土品（「埋藏

物録」大正二年一 第九号）、大正七年には徳島県海部

郡川上村大字西桑原（現海南町）出土品（「埋藏物録」

大正七年 第九五号）が対象となった。

(26) 坪井正五郎「芝公園丸山古墳及び其近傍に在る数ヶ所

の小古墳に付いて」『古蹟』第二編第一号、明治三十六年

勅使河原彰『日本考古学史 年表と解説』東大出版会、

昭和六十三年

(27) 「埋藏物録」大正二年一 第四号。

(28) 「埋藏物録」大正二年一 第四号。

- (29) 「埋蔵物録」大正四年三 第二五号。
同前。
- (30) 藤田前掲論文。
- (31) 「埋蔵物録」大正九年三 第四五号。
同前。
- (32) 同前。
- (33) 渡辺貞幸「東京国立博物館所蔵『出雲国塩冶村古墳石槨石棺図』について―正投影法で描かれた日本人による最古の石室図面―」『MUSEUM』五六八号、平成十二年藤田前掲論文。
- (34) 藤田前掲論文。
- (35) 「埋蔵物録」昭和十五年一 第七号。
同前。
- (36) 地元へ返却するのが通常の処理方法であるのに、なぜこの時東京帝室博物館が宮崎県に対して埋蔵物の処分を打診したのかわからないが、職員であつた関保之助が調査したという特殊な経緯があつたからかもしれない。関は大正八年に京都帝室博物館へ転勤になり、当時は東京帝室博物館にいなかったことから、埴輪の処分に関わつたのは高橋健自や後藤守一ら歴史課職員である可能性が高い。

(立正大学准教授)